

令和6年度からスタート



森林環境税

【目的】

森林には水源の維持、土砂災害や地球温暖化を防止するなどの様々な機能があり、私たち（国民）の生活に大きな恩恵をもたらしています。森林環境税（国税）は、こうした大切な森林を守るための整備事業や人材育成などの財源として使われます。

【内容】

- 1 納税義務者 国内に住所を有する個人
- 2 税率 年額 1,000 円
- 3 納税方法 個人住民税均等割と併せて納税（特別徴収、普通徴収）
※条件によっては、森林環境税のみ納める場合があります。
- 4 森林環境税が非課税になる方
以下の方には、森林環境税は課税されません。

課税されない人（非課税基準）
・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下（注1）の人
・扶養親族がなく、前年中の合計所得金額が45万円以下（注2）の人
・扶養親族があり、前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 21万円 + 10万円$

（注1）給与収入204万4千円未満

（注2）給与収入100万円以下

【Q&A】

Q. 私は大学3年生です。令和5年中のアルバイト収入は125万円で、令和4年中と全く変わっていませんが、今年初めて納税通知書が届きました。なぜでしょうか。

A. 吹田市市税条例第22条第1項第2号により、所得税法第2条第1項第32号に規定する勤労学生の方は、市民税・府民税の所得割と均等割が減免されますが、この条文は国の税金である森林環境税には及びません。したがって、勤労学生の方であっても、上記の4に該当しない方は、森林環境税 1,000 円のみを納税いただく必要があります。

（※アルバイト収入が、100万1円～130万円の勤労学生の方が該当します。）

【問合せ先】

吹田市市民税課 電話：050-1721-2523(自動応答)